

居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホーム あじさい園
所在地 電話	奈良市茗荷町808番地1 (0742)81-0878
事業者指定番号	2970100281
管理者	山口 大造

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者（主任介護支援専門員）	1名
介護支援専門員	常勤・専任2名

3 サービス提供地域

[田原地区]

曙光町 大野町 沓掛町 此瀬町 須山町 杣ノ川町 誓多林町 田原春日野町
中貫町 長谷町 中ノ庄町 日笠町 水間町 南田原町 茗荷町 矢田原町
横田町 和田町 別所町

[大柳生地区]

大平尾町 大柳生町 阪原町 大慈仙町 忍辱山町

[柳生地区]

邑地町 大保町 興ヶ原町 北野山町 丹生町 柳生下町 柳生町

[興東地区]

須川町 下狭川町

4 サービス提供時間

区分	月～金曜日 祝日
提供時間	9:00 ~ 17:00

5 利用者負担金

居宅介護支援に係る利用料については、厚生労働大臣の定める基準による金額で下記の通りとします、ただし要介護又は要支援認定を受けられた方は、居宅サービス計画費は介護保険制度から全額が給付されるため、原則としてあなた自身の負担はありません。

申請代行 要介護認定の申請代行料金は無料です。

居宅介護支援	
居宅介護支援費（要介護1～2）※	10,860円／1月
居宅介護支援費（要介護3～5）※	14,110円／1月
初回加算	3,000円／1月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円／1月
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円／1月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円／1月
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円／1月
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円／1月
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円／1月
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円／1月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円／1月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円／1月
通院時情報連携加算	500円／1月
同一建物減算（指定居宅介護支援事業所の所在する建物に居住するケアハウスあじさい園に入居する利用者）	所定単位数の95%の算定

※介護支援専門員一人あたり45件未満

6 事業所の方針

要介護状態等となられた方が、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができる様、支援を行う。また利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、多様な事業所から、総合的かつ効率的、公平中立に適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する。

7 事故発生時の対応について

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 緊急時の対応方法について

居宅介護支援の提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、関係居宅サービス事業者等へ連絡します。

9 相談窓口、苦情受付

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

あじさい園 居宅介護支援事業所	電話番号	(0742) 81-0878
	相談員	山口 大造
	対応時間	月～金曜日 祝日 9:00～17:00

苦情処理解決責任者	(園長) 松村 清子
第三者委員	(顧問弁護士) 川崎 祥記 (電話 0742-22-9000)
	(税理士) 谷野 芳枝 (電話 090-8939-3150)
	(晃宝会評議員) 西井 啓二 (電話 0742-62-5158)

○行政機関、その他苦情受付機関

奈良市福祉部介護福祉課・福祉政策課	所在地 奈良市二条大路南1丁目1番1号 電話 0742-34-5422 受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝を除く)
奈良県国民健康保険団体連合会 介護苦情係	所在地 奈良県橿原市大久保町302番地の1 電話 0744-29-8326 0120-21-6899 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝を除く)
奈良県運営適正化委員会 (奈良県社会福祉協議会内)	所在地 奈良県橿原市大久保町320番地の11 電話 0744-29-1212 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

10 虐待の防止のための措置について

1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に対する責任者の選定

虐待防止に関する責任者：管理者 山口 大造

(2) 成年後見人制度の利用の支援

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修実施

(5) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針の整備等）

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 1 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 感染症及びまん延防止のための責任者の選定

感染症及びまん延防止のための責任者：管理者 山口 大造

1 2 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について

事業者は利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議以外に利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議以外で情報を用いません。

事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 3 情報開示について

利用者本人、または利用者の家族より、居宅サービス提供に関する記録についての開示の求めがあった場合、事業者は速やかにその求めに応じるものとします。

1 4 業務継続に向けた取り組みについて

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、業務継続に向けた計画等（BCP）の策定、当該計画に沿った研修の実施、訓練（シュミレーション）を年に1回以上、実施します。

15 身体的拘束等の原則禁止について

・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 晃宝会	
代表者名	松村 圭祐	
所在地・電話	奈良市茗荷町808番地1	(0742) 81-0878

17 居宅介護支援業務にあたってのお願い

・利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

従業員に対して行う暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること

・居宅支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに行えるように利用者が入院した場合には、担当のケアマネジャーの氏名および連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬の状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

・医療系サービス（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなど）の利用を希望する際は利用者の同意を得て主治の医師等（入院中の医療機関の医師を含む）に意見を求めるとともに、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画書については、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。

・居宅サービス計画書に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあってはその利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出を行います。

・ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保の観点から以下についてケアマネジャーに対して、説明を求めることができます。

- i 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合
- ii 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

・テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施について
 テレビ電話装置等を活用したモニタリング実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医およびサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	二か月に1回は居宅を訪問して面談を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面談が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことからサービス事業所の担当者から必要な情報提供を受けます。

【説明確認欄】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 晃宝会
 名称 特別養護老人ホーム あじさい園
 居宅介護支援事業所 管理者 山口 大造

説明者 _____ 印

居宅介護支援契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏名 _____ 印

代理人又は立会人 [_____ 印
 氏名